

「（仮称）下水道展’23 札幌」出展企画・運営業務  
仕様書（公募型プロポーザル用）

目次

1	業務概要	1
	（1）履行期間	1
	（2）履行場所	1
	（3）仕様書の適用範囲	1
	（4）目的	1
2	業務内容	1
	（1）開催概要	1
	（2）「（仮称）オール北海道・下水道コーナー」の企画	2
	（3）「（仮称）おもてなしスペース」の企画	4
	（4）無料シャトルバスの運行	5
	（5）制作、設営、撤去	6
	（6）運営・管理	7
	（7）その他の業務	7
3	提出物	7
	（1）提出書類等成果品	7
	（2）業務報告書の作成について	8
	（3）ウィルス対策について	8
	（4）納品についての注意事項	8
4	留意事項	9
	（1）著作権等の取扱いについて	9
	（2）業務の遂行に係る費用等の扱い	9
	（3）工程管理及び打合せ記録	9
	（4）参考資料の貸与及び収集	10
	（5）目的外使用の禁止	10
	（6）秘密の保持	10
	（7）個人情報保護	10
	（8）開催施設内での作業	11
	（9）展示品目又は品目数の変更等	11
	（10）疑義の解釈	11
	（11）法令等の遵守	11
	（12）検査及び契約不適合責任	11
	（13）契約代金の支払い	11
	（14）環境への配慮	12
	（15）新型コロナウイルス感染症対策	12

## 1 業務概要

### (1) 履行期間

契約締結日から令和5(2023)年10月31日まで

### (2) 履行場所

札幌ドーム(札幌市豊平区羊ヶ丘1番地)

札幌コンベンションセンター(札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1)

### (3) 仕様書の適用範囲

本仕様書は、札幌市(以下「委託者」という。)と受託者との間で締結する「(仮称)下水道展'23札幌」出展企画・運營業務(以下「本業務」という。)に適用する。

### (4) 目的

令和5(2023)年8月1日～4日に開催される予定の「(仮称)下水道展'23札幌」は、下水道事業に対する一般市民の理解を深めるため、下水道の仕組みや役割をPRすることはもとより、食や観光などを含めた北海道の魅力を全国に発信する絶好の機会である。

本業務は主として、初となる北海道開催の目玉として企画した「(仮称)オール北海道・下水道コーナー」(パブリックゾーン内に出展)や、食や観光のPRを行う「(仮称)おもてなしスペース」の展示内容などを企画検討し、制作・運営することを目的とする。

## 2 業務内容

受託者は、本仕様書及び公募型プロポーザルにおいて採用された企画提案書に基づく業務及びその他出展に当たり必要な業務を行うこと。

業務内容については、下記のとおりとする。

本業務を履行するにあたっては、公益社団法人日本下水道協会と十分連携・調整すること。

### (1) 開催概要

#### (i) 開催期間(予定)

令和5(2023)年8月1日(火)から同年8月4日(金)までの4日間

#### (ii) 開催場所

札幌ドーム、札幌コンベンションセンター

#### (iii) 想定来場者数

札幌ドーム(4日間合計) : 3万～3.5万人

札幌コンベンションセンター(3日間合計) : 2千～3千人

※過去の開催結果からの推定値

※札幌コンベンションセンターでは、札幌ドームでの開催期間内で3日間開催予定

(iv) 主催者

公益社団法人 日本下水道協会

(2) 「(仮称) オール北海道・下水道コーナー」の企画

「オール北海道」という概念のもと、出展自治体の取り組みを中心として、北海道の下水道事業を効果的にPRできる企画を行う。

また、企画に当たっては、主なターゲットとなる小学校3・4年生が、容易に内容を理解でき、楽しめるよう、創意工夫をすること。

(i) 概要

パブリックゾーンの目的は、一般来場者(特に子ども)が、下水道の機能や役割(衛生管理・水環境保全、エネルギー・資源、災害対策)についての理解を深めることであり、説明パネルや模型、体験型施設などで構成するものである。

また、小学生の夏休みの自由研究をサポートすることも併せて主要な目的としている。

(ii) 実施規模

(ア) 場所

・札幌ドーム(アリーナ)

(イ) 「(仮称) オール北海道・下水道コーナー」の規模(全て想定)

下水道展全体: 890小間(約8,010 m<sup>2</sup>、導線含む)程度

パブリックゾーン全体: 100小間(約900 m<sup>2</sup>、導線含む)程度

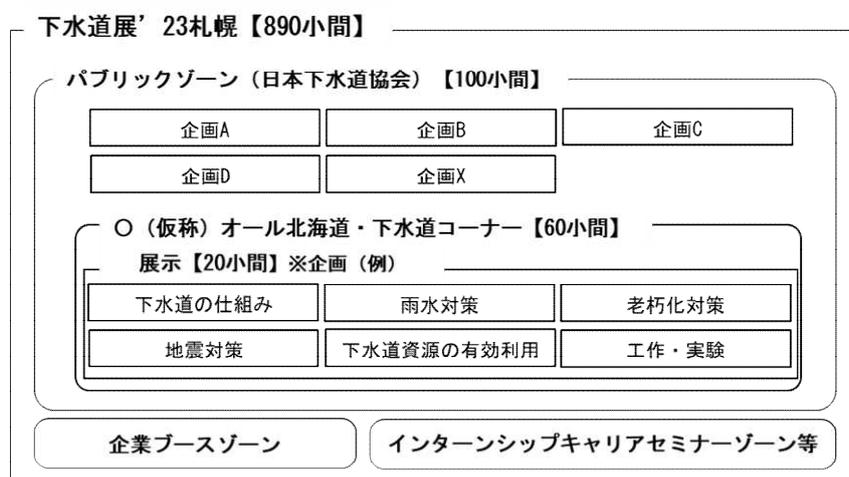
「(仮称) オール北海道・下水道コーナー」

・全体面積: 60小間相当(約540m<sup>2</sup>、導線含む)

・展示面積: 20小間相当(約180m<sup>2</sup>、導線含まず)

※1小間は縦3m×横3m

※日本下水道協会が下水道展全体の配置を決定してからの配置となるため、小間数に変更となっても対応できる企画とすること。下記に実施規模の想定図を示す。



(仮称) オール北海道・下水道コーナー実施規模想定図

(ウ) 実施時間

・10:00～17:00 (予定)

(iii) 出展自治体(想定)

本業務と並行して、委託者が北海道内自治体へ参加募集を行う。

※20自治体程度を想定

(iv) 企画コンセプト

「オール北海道」という概念のもと、「(仮称) オール北海道・下水道コーナー」の企画を行う。

なお、日本下水道協会が策定するパブリックゾーン全体の企画コンセプトとの調和を後に図る必要があるため、これに対応できる汎用性のあるものとする。

(v) 企画例

企画にあたって、以下(ア)～(カ)に企画例を記載する。

なお、これらの企画例は、新たな企画提案を妨げるものではない。

(ア) 下水道の仕組み

概要：見えない下水道を見せる・観せる・魅せる

例：大画面で映像放映、下水道の仕組み模型、水槽展示(生物)、簡易版ビオトープ

(イ) 雨水対策

概要：浸水への怖さを伝え、取り組みや対策をPR

例：雨水時歩行疑似体験、VRによる浸水疑似体験、貯留管模型

(ウ) 老朽化対策

概要：管の老朽化が起こす身近な被害を伝え、取り組みや対策をPR

例：管渠用検査ロボットの模擬管走行体験

(エ) 地震対策

概要：地震が下水道に与える影響を伝え、取り組みや対策をPR

例：マンホールトイレの展示、液状化・マンホール浮上模型

(オ) 下水資源の有効活用

概要：下水道資源の有効性を伝え、取り組み(発電、下水熱の利用、肥料化等)をPR

例：熱採取設備の展示、肥料の配布、雪処理施設模型

(カ) 工作・実験(屋外設置を含む)

概要：工作・実験により、下水道に関する体験を提供

例：水をきれいにする実験、顕微鏡で微生物の観察、大型車両を活用した体験(屋外)

(vi) デザイン、レイアウト、装飾の企画・提案

デザイン、レイアウト、装飾については、次の内容を満たすこと。

(ア) 来場者が興味を引かれるインパクトのあるデザインとすること。

(イ) 壁構造を減らし、開放的なイメージとすること。

(ウ) 各展示物は、特徴を分かりやすく伝えるための装飾を施すこと。

(エ) 展示品目を効果的に見せる工夫を施すこと。

(例：キャラクターの使用・ストーリー性ある展示・スマホとの連動など)

(オ) 来場者が見やすいよう、動線を重視すること。

(vii) 図案等の作成

設営の詳細を企画した上で、次の図案等を作成すること。なお、図面等の様式、内容については、適宜、委託者と打合せを行い、承諾を得ること。

(ア) デザインレイアウト（全体の平面図・立面図等）

(イ) パーススケッチ（2方向以上）

(ウ) 設置する各コーナー展開図（各企画の平面図・立面図等）

(エ) 展示パネル等のデザイン図

展示物及び装飾の配置を含めたものを作成すること。

また、来場者の動線が分かる資料とすること。

(3) 「(仮称)おもてなしスペース」の企画

「オール北海道」という概念のもと、出展自治体を中心として、食や観光などを含めた北海道の魅力を効果的にPRできる企画を行う。

また、札幌市制100周年記念に関連したイベントの企画を行う。

(i) 概要

「(仮称)おもてなしスペース」では、来場者に対し、キッチンカーなどを利用した飲食物の提供を行うことに加えて、食や観光などを含めた北海道の魅力を発信するPRコーナーを設置する。

また、飲食が可能なスペースを設置する。

さらに、札幌市制100周年記念に関連したPRコーナーを設置する。

(ii) 実施規模

(ア) 場所

- ・札幌ドーム及び札幌コンベンションセンター

※両会場とも「(仮称)おもてなしスペース」を設置すること。

※なお、札幌ドームにおいては4日間、札幌コンベンションセンターにおいては3日間の開催となる。

(イ) 「(仮称)おもてなしスペース」の規模（想定）

- ・札幌ドームの最大使用可能面積

屋外：2,700m<sup>2</sup>（2Fテラス）

屋内：750m<sup>2</sup>（館内コンコースワゴンスペース（1F、2F））

- ・札幌コンベンションセンターの最大使用可能面積

屋外：2,000m<sup>2</sup>（正面玄関前屋外展示場）

屋内：150m<sup>2</sup>（1Fエントランスホール）

※最大使用可能面積の範囲内で、企画内容に応じて使用すること。

なお、最大使用可能面積の半分程度の展示を想定している。

※日本下水道協会が下水道展全体の配置を決定してからの配置となるため、使用可能面積が変更となっても対応できる企画とすること。

(ウ) 実施時間

・10:00～17:00 (予定)

(iii) 出展自治体(想定)

本業務と並行して、委託者が北海道内自治体へ参加募集を行う。

受託者は委託者が募集を行った参加希望自治体及び札幌ドーム、札幌コンベンションセンターとの出展、設営、運営に係る調整を行う。

※20自治体程度を想定

(iv) 企画例

企画にあたって、以下に企画例を記載する。

なお、これらの企画例は、新たな企画提案を妨げるものではない。

例:「北海道ご当地グルメ」をテーマとしたキッチンカーの設置、各自治体の観光案内の掲示、ふるさと納税返礼品の紹介コーナー、飲食スペース、札幌市制100周年記念に関連したコーナー等

(v) デザイン、レイアウト、装飾の企画・提案

デザイン、レイアウト、装飾については、次の内容を満たすこと。

(ア) 来場者が興味を引かれるインパクトのあるデザインとすること

(イ) 特徴を分かりやすく伝えるための装飾を施すこと

(ウ) 飲食品目を効果的に見せる工夫を施すこと

(エ) 来場者が購入しやすいよう、動線を確保すること

(vi) 図案等の作成

設営の詳細を企画した上で、次の図案等を作成すること。なお、図面等の様式、内容については、適宜、委託者と打合せを行い、承諾を得ること。

(ア) デザインレイアウト(全体の平面図・立面図等)

(イ) (仮称)おもてなしスペースの展開図(各企画の平面図・立面図等)

飲食品目及び装飾の配置を含めたものを作成すること。また、来場者の動線が分かる資料とすること。

(4) 無料シャトルバスの運行

(i) 概要

札幌コンベンションセンターでも開催される3日間について、札幌ドームと札幌コンベンションセンターを結ぶシャトルバスを運行する。

(ii) 実施規模(想定)

シャトルバス運行間隔は、下水道展の開催時間内のおおよそ10時30分から16時までの時間において、10～15分程度を基本とするが、下記のイベントスケジュール等を鑑み、同一時刻での複数台の発車等にも対応すること。

想定する必要バス台数は1日当たり6～10台程度とする。

なお、札幌ドームや札幌コンベンションセンターでのイベントのタイムスケジュール等の内容が決まり次第、運行時間等について調整を行うこと。

札幌ドームのイベントスケジュール（参考）

	催事 スペース A	催事 スペース B		催事 スペース X	ステージ
午前	10:00～ 12:00 テーマ 1	10:00～ 12:00 テーマ 3	～	10:00～ 12:00 テーマ	11:30～16:00 プレゼンテーション (各 25 分程度)
午後	13:00～ 15:00 テーマ 2	13:30～ 16:00 テーマ 4		14:00～ 16:30 テーマ X	

札幌コンベンションセンターのイベントスケジュール（参考）

	第 1 会場	第 2 会場	～	第〇会場	ホール
午前	10:00～11:50 セッション 1	10:00～11:50 セッション 4		10:30～12:05 セッション X	特別講演 11:00～12:00
昼休み					
午後	12:50～15:00 セッション 2	13:00～14:05 セッション 5		13:10～14:55 セッション X	ポスター発表 12:30～14:00 パネル
	休憩 20 分				15:05～16:55 セッション X
	15:20～17:30 セッション 3	14:25～16:15 セッション 6			

(iii) その他

- (ア) 会場間の行き来が円滑となるように、適切な運行ルート・スケジュールを策定すること。
- (イ) 車両・人員(運転手、誘導スタッフ等)を手配すること。
- (ウ) 停留所は、来場者の動線を考慮した位置に設置すること。
- (エ) 停留所の位置を分かりやすく伝えるための誘導パネル等を設置すること。
- (オ) 別業務にてバス内の広報物について検討・作成予定のため、活用について委託者と協議すること。
- (カ) 実施に当たって、必要に応じて、関係者と協議等を行うこと。

(5) 制作、設営、撤去

上記(2)～(4)について、説明用パネルや装飾物、ノベルティ、シャトルバス関連も含めた案内・誘導サイン等の制作を行い、ブース等の設営及びキッチンカー等の手配を行う(ブース内の通信設備、電気・給排水・圧縮空気等付帯設備工事も含む)。また、「(仮称)下水道展'23札幌」終了後、撤去及び不要物の処分を行う。

## (6) 運営・管理

「(仮称)下水道展'23札幌」開催期間中、上記(2)～(4)の運営・管理を行うこと。具体的な業務内容は次のとおりとする。

- (ア) 来場者の案内、誘導、模型・体験施設の操作、説明補助
- (イ) ノベルティ及び資料等の配布(袋詰め作業、補充作業を含む)
- (ウ) シャトルバスの運行に関する運営・管理
- (エ) その他運営・管理に必要な業務

### (i) 運営計画の策定、実施

受託者は円滑に業務を推進するための運営計画を事前に策定し、委託者の承諾を得て実施すること。上記業務内容のほか、次の項目も必ず含めること。

#### (ア) 実施体制

統括責任者を置いたうえで、実施体制及びブース等の運営・管理体制を構築すること。

#### (イ) 工程表

事前の各種確認、申請、調整、制作、搬入、設営、運営及び搬出の工程表を作成すること。

#### (ウ) 緊急事態に備えた対応

緊急事態が発生した場合の具体的な連絡体制等を示したフロー図を作成すること。また、受託者の全スタッフに周知すること。

### (ii) 飲食物等の売り上げに伴う費用の支払い

受託者が主となり運営するキッチンカー等での売り上げについては、受託者の収益とする。

なお、札幌ドーム利用時の売り上げについては、その一部を札幌ドームへ支払うこと。

## (7) その他の業務

(i) 受託者は、その他本契約を履行するに当たり必要な業務を行うこと。

### (ii) 客室の斡旋・紹介

「(仮称)下水道展'23札幌」開催期間中の札幌市内宿泊施設の客室稼働状況を踏まえて、主催者・出展者・関係機関などの希望者への斡旋・紹介。対象期間については、設営・撤去日を含む7/30～8/6の間で、延べ500室程度の見込み。なお、宿泊費用については、申込希望者の負担とする。

## 3 提出物

### (1) 提出書類等成果品

受託者は、業務の着手から完了に当たって、下記の書類等を提出しなければならない。

#### (i) 着手時

- ・着手届(1部)
- ・業務日程表(1部)

(ii) 業務中

- ・業務進捗状況報告書（毎月1部）
- ・打ち合わせ議事録（実施時に2部）
- ・「(仮称)下水道展'23札幌」当日の運営計画書（2部）
- ・パネル等の成果物の版下データ（編集可能な電子データ）、PDFデータ及び映像データ（正副1枚（CD-R、DVD等電子媒体））
- ・その他委託者が必要と認めるもの

(iii) 完了時

- ・完了届（1部）
- ・業務報告書（2部）
- ・業務報告書の電子データ（正副1枚（CD-R、DVD等電子媒体））
- ・その他委託者が必要と認めるもの

※上記(i)～(iii)の様式や提出時期等の詳細については、委託者の指示による。

(2) 業務報告書の作成について

写真等を用いて、「(仮称)下水道展'23札幌」当日の実施内容について報告すること。

(3) ウィルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。なお、ウイルスチェックを行った証明書を添付すること。

- ①使用したウイルス対策ソフト名
- ②ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名
- ③チェック年月日

(4) 納品についての注意事項

(i) 「2 業務内容(5)」のうち、「(仮称)下水道展'23札幌」で使用する模型やパネル等は、搬入前に、委託者の承諾を得ること。

また、承諾を得たものについては、委託者が指定した日に、指定場所に納品すること。

(ii) 「2 業務内容(5)」のうち、本業務で新たに作製した模型やパネル等の制作物については、「(仮称)下水道展'23札幌」終了後、委託者が指定する場所へ、運搬すること。既存の模型等については、各所有者が指定する場所へ運搬すること。

#### 4 留意事項

##### (1) 著作権等の取扱いについて

本業務で作成した展示物等の著作権等は、札幌市に帰属する。

また、展示物に関する資料や素材等に著作権が含まれるものについては、その一切の使用許可も含めて制作すること。

成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

##### (2) 業務の遂行に係る費用等の扱い

本業務の遂行に当たり、必要となる手続き及びそれらに係る諸費用（著作物に係る費用を含む。）、物品及び消耗品等は、全て受託者の負担とする。特に、本仕様書に基づく双方協議を行い変更した場合の費用及び項目についても、全て受託者の負担とする。

なお、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

その他本業務に含む費用は以下の表のとおりとする。

	「(仮称) オール北海道・下水道コーナー」	「(仮称)おもてなしスペース」	シャトルバス運行
札幌ドーム会場費	—	—	—
札幌コンベンションセンター会場費	—	—	—
シャトルバス運行に係る費用 (車両借上含む)	—	—	含む
誘導員の手配と実施	含む	含む	含む
警備員の手配と実施	—	—	—
光熱費	含む	含む	含む
その他諸経費	—	札幌ドームでの 売り上げの一部※	—

※詳細は、「2 業務内容(6)」を参照のこと。

##### (3) 工程管理及び打合せ記録

(i) 受託者は、常に作業の進行状況について把握し、確実・効率的な工程管理を行うこと。

- (ii) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接に連絡をとり、業務の方針、条件等について疑義がある場合は速やかに協議する。
- (iii) 受託者は、契約締結の日の翌日から7日以内に工程表を提出するものとする。工程に変更が生じ、その内容が重要な場合には変更工程表を提出して、委託者と協議すること。
- (iv) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務ごとに委託者へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。
- (v) 受託者は、委託者が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (vi) 受託者は、委託者と打合せを行い、必要の都度、その内容について任意の様式で打合せ記録簿に記録、提出し、相互に確認しなければならない。

#### (4) 参考資料の貸与及び収集

- (i) 委託者は、本業務に必要な関連資料等を貸与する。
- (ii) 受託者は、貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、紛失又は破損した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは現状に復し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (iii) 受託者は、業務完了時に貸与された資料を委託者へ返却しなければならない。返却時には、必ず委託者の確認を受けること。
- (iv) 受託者は、委託者が貸与する資料等のほか、本業務で必要な資料等を関係各所に出向き収集すること。

#### (5) 目的外使用の禁止

受託者は、委託者から提供を受けた一切の書面及び電磁的記録、並びにその他本業務に関する情報を、本業務以外の目的に使用してはならない。

#### (6) 秘密の保持

- (i) 受託者は、本業務の履行に際して知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (ii) 前項に規定する義務は、本業務終了後も有効に存続するものとする。
- (iii) ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

#### (7) 個人情報保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

## (8) 開催施設内での作業

受託者は、会場内において展示ブースの設営、展示品・備消耗品類等の会場への運搬、設置、開催期間中の運営及び撤去作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

- (i) 危険防止のための安全対策を講じること。万が一事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者へ連絡すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (ii) 屋外でのイベントであることを考慮し、本業務の実施に際しては保険等への加入を行うこと。
- (iii) その他、委託者及び主催者が指示すること。

## (9) 展示品目又は品目数の変更等

- (i) 委託者は展示品目又は品目数に変更等が生じた場合は、受託者に連絡する。
- (ii) 前項の連絡後、受託者は変更内容を踏まえレイアウト及び装飾を行うこと。

## (10) 疑義の解釈

本仕様書に記載のない事項及び記載事項に疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定める。

## (11) 法令等の遵守

本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守すること。

## (12) 検査及び契約不適合責任

- (i) 受託者は、業務完了後に委託者の完了検査を受けなければならない。
- (ii) 履行した業務において、明らかに受託者の責に伴う契約不適合(種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの)が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (iii) 委託者は、修正に代えて、若しくは修正とともに損害の賠償を請求することができる。

## (13) 契約代金の支払い

令和4(2022)年度の支払合計額が、当該年度における請負代金の支払いの限度額(以下及び契約書において「支払限度額」という)に達しないときは、その差額は令和5(2023)年度の支払限度額に合算するものとする。

請負代金は次のとおり、年度別支払限度額(予定)を設ける。

役務名	期間	支払限度額(税込)
「(仮称)下水道展'23札幌」 出展企画・運營業務	令和4(2022)年度	上限価格*の10%
	令和5(2023)年度	残額

※提案説明書「6業務規模」に記載の上限価格

#### (14) 環境への配慮

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- ( i ) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- ( ii ) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ( iii ) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- ( iv ) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ( v ) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

#### (15) 新型コロナウイルス感染症対策

感染状況に応じて、必要な感染拡大予防対策を講じること。

## 【別記】個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。